

## 三宅町商業施設等立地促進条例

### (目的)

第1条 この条例は、町内における商業施設等立地の支援に関し必要な事項を定めることにより、優良な商業施設等の立地及び町民の雇用機会の拡大を図り、もって地域の発展及び町民生活の利便性の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地域 本町に属する区域のうち、次に掲げる地域をいう。
  - ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域
  - イ 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域。ただし、法令等により事業所の設置が認められる場合に限る。
- (2) 対象事業者 次に掲げる事業のいずれかを行う者をいう。
  - ア 卸売業、小売業 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類Iの卸売業、小売業
  - イ 飲食サービス業 日本標準産業分類に掲げる大分類Mのうち、中分類76の飲食店、中分類77の持ち帰り・配達飲食サービス業ただし、風営法第2条に規定する営業に該当するものを除く。
  - ウ 医療、福祉 日本標準産業分類に掲げる大分類Pの医療、福祉
- (3) 事業所 対象事業者が前号の事業の用に供する施設及びこれに附帯する施設をいう。
- (4) 新設 対象事業者が、指定地域内に新たに事業所を建築することをいう。
- (5) 増設等 指定地域内に事業所を有する対象事業者が、当該指定地域内に有する事業所を拡充、若しくは事業所の全部を建て替え、又は当該指定地域内の他の場所に事業所を建築することをいう。
- (6) 投下固定資産 事業所の新設又は増設(以下「新設等」という。)に要するために取得した土地、家屋及び償却資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。)をいう。ただし、土地については、事業所の新設等に係る工事に着手する日前3年以内に取得したものに限るものとする。
- (7) 常用雇用者 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者で、雇用期間の定めのない従業員をいう。ただし、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。
- (8) 準常用雇用者 雇用期間の定めがある労働契約を締結し、雇用される従業員(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第3号に規定する労働派遣事業を行う事業者により雇用され、同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき当該事業所に派遣される者。)であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。ただし、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。
- (9) 短時間労働者 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項に規定する短時間労働者であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被

保険者をいう。

- (10) 緑地 対象事業者が、事業所の緑地化、環境保全等を目的とし、事業所地内に配置した緑地をいう。

(奨励措置)

第3条 町長は、予算の範囲内において、対象事業者に対し当該各号に定める奨励措置を講ずることができる。

- (1) 商業施設等立地奨励金
- (2) 雇用促進奨励金
- (3) 埋蔵文化財発掘奨励金
- (4) 治水対策奨励金
- (5) 給水装置設置奨励金
- (6) 環境施設奨励金
- (7) 緑地保全奨励金

2 前項に規定する奨励金の交付額、交付基準及び交付時期については、規則で定める。

(奨励措置を受けることができる対象事業者の要件)

第4条 前条第1項第1号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) その者が新設等をする事業所の面積が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める規模であること。

ア 新設の場合 事業所の敷地面積が第2条第1項第1号アは100平方メートル以上であること。

第2条第1項第1号イは卸売業、小売業、飲食サービス業は900平方メートル以上、医療、福祉は500平方メートル以上であること。

イ 増設等の場合

(ア) 事業所を拡充する場合は、増築後の延床面積が増築前の延床面積に比べ10パーセント以上増加すること。

(イ) 事業所の全部を建て替える場合は、建て替え後の延床面積が建て替え前の延床面積に比べ増加すること。

(ウ) 指定地域内の他の場所に事業所を建築する場合

a 既存の事業所を廃止し、新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所の延床面積が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること。

b 既存の事業所を廃止しないで、新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所の延床面積と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること。

ただし、公共事業に伴う移転の場合はこの限りでない。

- (2) 投下固定資産の総額が第2条第1項第1号アは1千万円以上、第2条第1項第1号イは3千万円以上であること。

- (3) 常用雇用者を第2条第1項第1号アは1人以上、第2条第1項第1号イは2人以上雇用していること。

- (4) 新設等をする事業所の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 前条第1項第2号から第7号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、同項1号の商業施設等立地奨励金の交付を受ける者であって次の各号の要件にそれぞれ該当するものとする。

(1) 雇用促進奨励金 事業所の事業を開始した日（以下「事業開始日」という。）の前6月から事業開始の日後6月までに雇用された者で、雇用開始の日から1年を経過した日まで引き続き町内に住所を有し、継続して雇用されている常用雇用者、準常用雇用者、短時間労働者を雇用しているもの

(2) 埋蔵文化財発掘奨励金 事業所の新設等をする場合において、埋蔵文化財の発掘調査を要するもの

(3) 治水対策奨励金 事業所の敷地内に、雨水を貯留し、及び浸透する施設であって規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

(4) 給水装置設置奨励金 事業所の新設等をする場合において、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年奈良県広域水道企業団条例第35号）第4条の規定による給水装置の新設（口径の変更を含む。）の承認を受け、現に水道を使用しているもの

(5) 環境施設奨励金 事業所が環境保全を目的とした施設で、規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

(6) 緑地保全奨励金 事業所の敷地内に、環境保全等を目的として、規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

（届出）

第5条 第4条に定める要件に該当することにより第3条第1項第1号から第7号に規定する奨励措置を受けようとする対象事業者は、規則で定める日までに当該要件に該当する旨を町長に届け出なければならない。

（交付の申請及び決定）

第6条 奨励金の交付を受けようとする対象事業者は、規則で定めるところにより、町長に交付の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、申請者に対して、奨励金交付の可否を決定するものとする。

（承継）

第7条 合併、分割、相続、譲渡等により前条第2項の決定に係る事業所を承継した者は、当該事業が継続される場合に限り、町長の承認を得て、その決定に係る権利義務を承継することができる。

（奨励措置の取消し等）

第8条 町長は、奨励金の交付を受け、又は受けようとする対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 当該事業を廃止し、若しくは休止したとき、又はこれらの状況にあると認められるとき。
- (2) 町税等を滞納したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励措置を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他この条例又は規則に違反する行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が奨励金を交付することが適当でないと認めたとき。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、特に必要があると認めたときは、第3条第1項第1号から7号に規定する奨励措置を受け、又は受けようとする対象事業者に対して必要な報告を求め、又は事業所への立入調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三宅町商業施設等立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に届出をする事業者から適用し、同日前に届出をした事業者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三宅町商業施設等立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に届出をする事業者から適用し、同日前に届出をした事業者については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三宅町商業施設等立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に届出をする事業者から適用し、同日前に届出をした事業者については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。